

令和7年7月

八王子市立七国小学校
保護者の皆様

増えています！SNSトラブル ～ご家庭での監督が必要です！！～

八王子市市立七国小学校
校長 長田 猛
生活指導部

現在、市内外で SNS に関わるトラブルが急増しています。

SNS 等のサービスは生活に欠かせないものであり、非常に便利な道具です。その反面、使い方によっては危険も潜在しており、利用者のモラルや未成年利用者の保護者監督が必要なサービスでもあります。

各ご家庭でも、現在市内外で発生している SNS トラブルについて共有していただき、お子様やご家庭が気づかない間に、加害・被害にならないよう、各ご家庭において一層の指導・監督を行っていただきますようお願いいたします。

1 現在市内外で発生している SNS 等の被害例

(1) SNS ((例) LINE、Facebook、Instagram、YouTube、TikTok、X 等)

- ① 中学年の児童が、友達の顔写真とともにからかう歌を投稿し、全世界に発信し、その後民事裁判まで発展してしまった。
- ② LINE 使い始めの児童が、友達同士のグループを作り、不用意な連絡や着信を繰り返し家庭間でトラブルに発展した。
- ③ LINE による仲間外れが発生し、その後情報を聞いた被害児童が学校に登校できなくなってしまい、いじめの重大事態に発展した。
- ④ 子どもが投稿者に対し、人格を罵倒する書き込みを行い、保護者が法的責任(監督義務、民事)を負うこととなった。
- ⑤ 子供が保護者の SNS アカウントで不用意な書き込みを行い保護者に責任が生じるようになった。年齢制限のあるアプリで子どもが年齢を偽りアカウントをつくり、不用意な書き込みを行ったことで保護者の監督責任が生じた。

(2) オンラインゲーム ((例)『フォートナイト』などのバトルロイヤル系ゲーム 等)

- ① 子供が10万円以上の課金をしてしまった。(親が入力したパスワードを覚えていた。)
- ② ゲーム中の「黙れよ」「うぜー」「死ね」「殺す」など罵倒する言葉が原因で、その後家庭や学校を巻き込んだトラブルに発展した。

2 ご家庭でご確認いただく事項

(1) 利用アプリの利用年齢制限の確認

大人が SNS（オンラインゲームを含む）のサービスで何ができるのか、機能や利用規約を理解しておく。

特に利用者が未成年者である場合は、親権者等の法定代理人の同意を得たうえでサービスを利用すること、利用者自身の責任においてサービスを利用すること、利用の結果利害関係が生じた場合には、監督者である保護者が民事・刑事上の責任を負うことなどを大人がまず確認しておくことが大切です。

SNS 名	利用を禁じている年齢
LINE	なし（18 歳未満は利用できない機能がある） ※年齢、本人確認の有無、登録情報の有無、その他、会社が必要と判断する条件を満たした利用者限定して提供
Facebook	13 歳未満
Instagram	13 歳未満
Twitter	13 歳未満
YouTube	13 歳未満（親または保護者の許可があれば、13 歳未満の子どもは利用できる）
TikTok	13 歳未満 ※ダイレクトメッセージの送受信、他のユーザーに自分の動画のダウンロードの許可、自分の動画とのリミックスおよびデュエットの許可は 16 歳以上

★オンラインゲーム（フォートナイト）

- ・利用は 13 歳以上。
- ・13～17 歳の場合は親権者または法的保護者の許可を得る必要あり。

(2) 家庭でのご指導のポイント

- ① 子どもが利用している SNS 等の利用規約を確認し、重要な部分は子どもに説明する。（利用規約は長く難しいので、子どもが自分で熟読することはないものと考えておく。）
- ② 年齢制限に満たない SNS やオンラインゲームの利用については、監督者である保護者が民事・刑事上の責任を負うことを子どもに理解させたうえで、利用のルールや、定期的な内容の把握を行う。
- ③ SNS 等によって子どもにどんなリスクが降りかかるのか、大人が子どもと一緒にニュース（具体的な事例）を見たり、話し合ったりする機会を持つ
- ④ 大人がペアレンタルコントロールやフィルタリングを設定し、子どもが利用できる SNS やアプリを制限する。
- ⑤ SNS 等のトラブルが起きた時や起こりそうな時、子どもが大人に相談できるような信頼関係をつくっておく。
- ⑥ 子ども間の SNS 等の利用で、危険の可能性を感じたときは、監督者としてためらわず、（むしろ良心です。）相手のご家庭に情報提供することで双方のご家庭の事故防止に努める。
- ⑦ いじめに発展しうるような場合は学校にご連絡をお願いします。